

平成29年度 第3回
神戸市都市計画審議会

都市計画の案に係る意見書の要旨

第11号議案 神戸国際港都建設計画 第一種市街地再開発事業(北鈴蘭台駅前地区)の決定について

・北区甲栄台1丁目の住民 (意見書番号:1)

番号	提出者	意見書の要旨
1	北区甲栄台1丁目の住民	<p>北鈴蘭台駅前地区市街地再開発事業の都市開発(案)について、以下の3点につき懸念を抱いておりますので申し上げます。</p> <p>1. 日照時間問題について 現在の公社住宅の9階建が11階建となると、周辺に対し、日照時間の影響が懸念されます。(5階建ての市営住宅が8階建てに建て替えられていることにより、現時点でも日照の影響が出ています) 日照時間が無くなる事は大問題であり、決して看過出来ることではありません。この日照時間問題に対してのご意見をお聞かせください。</p> <p>2. 新設される“歩行者専用通路”について 計画では、西側道路から3階部分に“歩道”や“駐車場”が新設されるとあります。 計画の3階部分に歩道や駐車場が作られると、公衆の視線の位置が現状より高くなるため、プライバシー保護の観点から問題ではないかと思えます。新設歩道の北側に、半透明の遮蔽板を設けるなどの措置を講じて頂きたいと思えます。</p> <p>3. 電波障害について 現状の9階建てが11階建てとなることで、11階部分が遮蔽物となり、電波障害が予想されます。電波障害が発生した場合には、どのような対策を講じて頂けるのでしょうか。</p>